

宇城市地域防災計画

本編修正箇所新旧対照表（案）

頁	現行（令和7年6月修正）	修正案	修正理由
24	<p>第2章 予防</p> <p>第1節 災害に強い組織・ひとづくり</p> <p>第2 地域防災力の強化</p> <p>■ 平常時の取組</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練等への参加 ○ 避難場所や災害危険箇所の確認 ○ 家族等の連絡方法や集合方法 ○ 災害情報の取得方法 ○ 住宅の耐震補強や家具等の転落防止策 ○ 市情報メールや県防災メールサービスの登録 <ul style="list-style-type: none"> ○ 最低3日分（推奨1週間分）の食料・飲料水・生活必需品の備蓄 ○ 非常持ち出し品（非常食、<u>健康保険証</u>、<u>お薬手帳</u>、着替え等）の準備 <p><u>【新規】</u></p> </div>	<p>第2章 予防</p> <p>第1節 災害に強い組織・ひとづくり</p> <p>第2 地域防災力の強化</p> <p>■ 平時の取組</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練等への参加 ○ 避難場所や災害危険箇所の確認 ○ 家族等の連絡方法や集合方法 ○ 災害情報の取得方法 ○ 住宅の耐震補強や家具等の転落防止策 ○ 市情報メールや県防災メールサービスの登録 ○ 最低3日分（推奨1週間分）の食料・飲料水・生活必需品の備蓄 ○ 非常持ち出し品（非常食、<u>マイナンバーカード</u>、<u>おくすり手帳（コピーでも可）</u>、着替え、<u>懐中電灯</u>、<u>ラジオ</u>等）の準備 ○ <u>自家用車も含めた事前避難先の確保</u> </div>	<p>県防災計画の内容を反映</p>
28	<p>第5 防災知識の普及</p> <p>1 市職員に対する防災教育</p> <p>(1) 研修の実施</p> <p>市職員に対する防災知識、役割の分担等に関する次の研修の実施に努める。</p>	<p>第5 防災知識の普及</p> <p>1 市職員に対する防災教育</p> <p>(1) 研修の実施</p> <p>市職員に対する防災知識、役割の分担等に関する次の研修の実施に努める。</p>	

29

市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心得 ○ 災害時の役割分担・心得 ○ 防災行政無線の取扱方法 ○ 災害情報収集・伝達の要領、報告様式の活用
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の基礎知識 ○ 災害に対する地域における危険性 ○ 避難対策に関する知識 ○ 新規

2 住民に対する防災知識の普及

■防災知識の普及事項

- 災害に関する一般知識
- 地域防災計画の概要
- 災害に備えた食料、救急用品、非常持ち出し品等の備蓄・準備
- 避難所等の避難対策に関する知識
- 火災予防に関する事項
- 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- 室内外における災害発生時の心得
- 災害危険箇所
- 防災訓練、自主防災活動の実施
- **新規**

第3節 応急活動体制の整備

項目	担当
第1 防災拠点施設の整備	市民対策部、関係各部
第2 情報収集・伝達体制の整備	市民対策部、 市長 政策対策部
第3 応援体制の整備	市民対策部、総務対策部、関係各部
第4 救急・救助体制の整備	市民対策部、保健衛生対策部

40

市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心得 ○ 災害時の役割分担・心得 ○ 防災行政無線の取扱方法 ○ 災害情報収集・伝達の要領、報告様式の活用
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の基礎知識 ○ 災害に対する地域における危険性 ○ 避難対策に関する知識 ○ 熊本地震の経験、教訓等の記憶の継承

2 住民に対する防災知識の普及

■防災知識の普及事項

- 災害に関する一般知識
- 地域防災計画の概要
- 災害に備えた食料、救急用品、非常持ち出し品等の備蓄・準備
- 避難所等の避難対策に関する知識
- 火災予防に関する事項
- 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- 室内外における災害発生時の心得
- 災害危険箇所
- 防災訓練、自主防災活動の実施
- **熊本地震の経験、教訓等の記憶の継承**

第3節 応急活動体制の整備

項目	担当
第1 防災拠点施設の整備	市民対策部、関係各部
第2 情報収集・伝達体制の整備	市民対策部、 企画振興 対策部
第3 応援体制の整備	市民対策部、総務対策部、関係各部
第4 救急・救助体制の整備	市民対策部、保健衛生対策部、

その他修正

その他修正

その他修正

46		【新規】		福祉対策部	
	第5 応急医療体制の整備	保健衛生対策部	第5 応急医療体制の整備	保健衛生対策部	
	第6 災害ボランティア計画の整備	福祉対策部、社会福祉協議会	第6 災害ボランティア計画の整備	福祉対策部、社会福祉協議会	
	第7 緊急輸送体制の整備	市民対策部、福祉対策部、土木対策部、社会福祉協議会	第7 緊急輸送体制の整備	市民対策部、福祉対策部、土木対策部、社会福祉協議会	
	第8 避難体制の整備	市民対策部、福祉対策部、教育対策部 【新規】	第8 避難体制の整備	市民対策部、福祉対策部、教育対策部、 土木対策部	
	第9 要配慮者支援体制の整備	福祉対策部、土木対策部	第9 要配慮者支援体制の整備	福祉対策部、土木対策部	
	第10 給水体制の整備	土木対策部	第10 給水体制の整備	土木対策部	
	第11 備蓄・調達体制の整備	市民対策部、 市長 政策対策部、関係各部	第11 備蓄・調達体制の整備	市民対策部、 企画振興 対策部、関係各部	
	第12 衛生・清掃体制の整備	保健衛生対策部	第12 衛生・清掃体制の整備	保健衛生対策部	
	第13 業務継続計画（BCP）の整備	市民対策部、関係各部	第13 業務継続計画（BCP）の整備	市民対策部、関係各部	
	第14 受援計画の整備	市民対策部、 市長 政策対策部	第14 受援計画の整備	市民対策部、 企画振興 対策部	
	第8 避難体制の整備 1 避難所整備 (3) 避難所機能の整備		第8 避難体制の整備 1 避難所整備 (3) 避難所機能の整備		
	○ 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備 ○ 避難生活の環境を良好に保つための 【新規】 換気、照明等の設備 ○ 洋式トイレやマンホールトイレ等の設備		○ 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備 ○ 避難生活の環境を良好に保つための 空調 、換気、照明等の設備 ○ 洋式トイレやマンホールトイレ等の設備		その他修正

47	<p>2 避難路の整備 (2) 要配慮者への対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚障がい者に対する伝達方法・手段の検討 ○ 高齢者・障がい者・<u>幼児・新規</u>・外国人等への安全な避難誘導體制の検討 ○ 本庁、支所、地区内での要配慮者への対応者の確保 </div>	<p>2 避難路の整備 (2) 要配慮者への対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚障がい者に対する伝達方法・手段の検討 ○ 高齢者・<u>妊産婦・乳幼児</u>・障がい者・<u>傷病者</u>・外国人等への安全な避難誘導體制の検討 ○ 本庁、支所、地区内での要配慮者への対応者の確保 </div>	<p>県防災計画の内容を反映</p>
50	<p>第11 備蓄・調達体制の整備</p> <p>1 飲料水、食料、生活物資、資器材の整備 住民・事業者は、災害に備えて、平時から最低3日間（推奨1週間分）の飲料水、食料、生活物資を備蓄するよう努める。 <u>【新規】</u></p>	<p>第11 備蓄・調達体制の整備</p> <p>1 飲料水、食料、生活物資、資器材の整備 住民・事業者は、災害に備えて、平時から最低3日間（推奨1週間分）の飲料水、食料、生活物資を備蓄するよう努める。 <u>学校体育施設の空調施設を使用に際して、停電時の電源供給に必要な発電機、燃料などの確保するよう努める。</u></p>	<p>その他修正</p>
51	<p>2 し尿処理体制の整備 (2) 運搬管理体制の整備 避難所等のし尿の収集が早急に処理されるよう必要な計画を検討する。また、災害が長期化したときは、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるので、し尿の運搬・処理体制を検討する。 <u>【新規】</u></p>	<p>2 し尿処理体制の整備 (2) 運搬管理体制の整備 避難所等のし尿の収集が早急に処理されるよう必要な計画を検討する。また、災害が長期化したときは、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるので、し尿の運搬・処理体制を検討する。 <u>小中学校に整備しているマンホールトイレは地下ピット型となっている。災害用仮設トイレだけでなく、マンホールトイレについても体制の確立を要する。</u></p>	<p>その他修正</p>

第3章 風水害等応急
第1節 応急活動体制
第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。
■配備基準【風水害等】

組織	体制	配備基準	主な活動内容	配備要員
-	風水害等第1配備体制	○ 気象業務法に基づく【新規】注意報が発表され、暴風、降雨、河川、海面の水位の状況により警戒が必要になったとき	○ 災害情報の収集、伝達	風水害等第1配備要員（防災担当職員）
	風水害等第2配備体制	○ 【新規】大雨、洪水等の警報が発表され、比較的軽微な規模の災害発生が見込まれるとき ○ 【新規】高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 災害の注意、警戒 ○ 避難所の開設検討または開設	風水害等第2配備要員
災害警戒本部	風水害等第3配備体制	○ 台風の進路等により警戒体制が必要になったとき ○ 土砂災害警戒情報が発表されたとき【削除】 ○ 【新規】高潮警報が発表されたとき ○ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき ○ 顕著な大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報（線状降水帯発生情報）が発表されたとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 災害の注意、警戒	風水害等第3配備要員
	第4配備体制	○ 【新規】特別警報が発表されたとき ○ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき ○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき	○ 局地的な応急対策活動（災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、災害広報等）	第4配備要員（職員の約1/2）
災害対策本部	第5配備体制	○ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき ○ 航空機事故等の重大な事故が発生したとき	○ 市の組織および機能のすべてによる応急対策活動	第5配備要員（全職員）

第3章 風水害等応急
第1節 応急活動体制
第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。
■配備基準【風水害等】

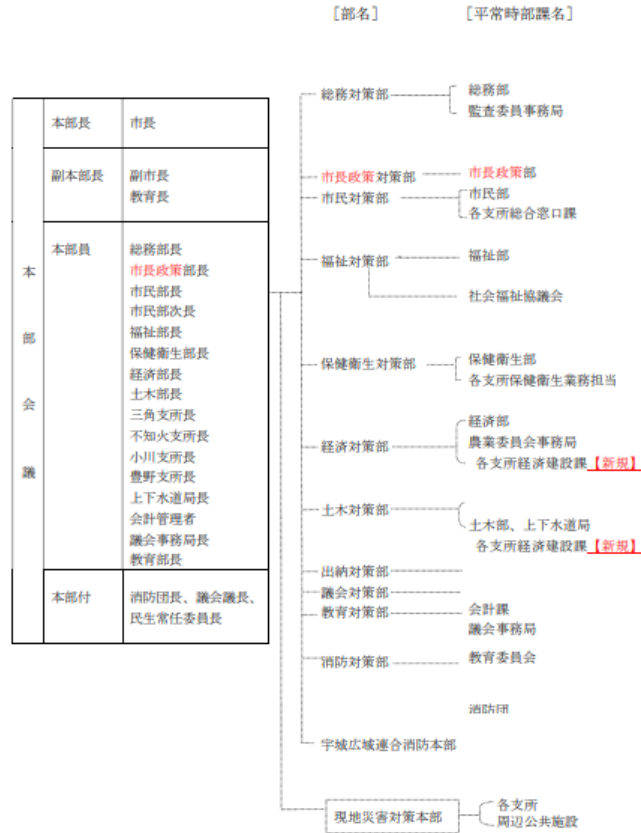
組織	体制	配備基準	主な活動内容	配備要員
-	風水害等第1配備体制	○ 気象業務法に基づくレベル2注意報等が発表され、暴風、降雨、河川、海面の水位の状況により警戒が必要になったとき	○ 災害情報の収集、伝達	風水害等第1配備要員（防災担当職員）
	風水害等第2配備体制	○ レベル3大雨等（高潮を除く）の警報が発表され、比較的軽微な規模の災害発生が見込まれるとき ○ レベル3高潮警報に切り替える可能性に言及するレベル2高潮注意報が発表されたとき ○ 気象防災速報（線状降水帯半日前予測）が発表されたとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 災害の注意、警戒 ○ 避難所の開設検討または開設	風水害等第2配備要員
災害警戒本部	風水害等第3配備体制	○ 台風の進路等により警戒体制が必要になったとき ○ レベル3高潮警報が発表されたとき ○ レベル4大雨等の危険警報が発表されたとき ○ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき ○ 気象防災速報（線状降水帯発生、線状降水帯直前予測）又は（記録的短時間大雨）が発表されたとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 災害の注意、警戒	風水害等第3配備要員
	第4配備体制	○ レベル5特別警報が発表されたとき ○ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき ○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき	○ 局地的な応急対策活動（災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、災害広報等）	風水害等第4配備要員（全職員の約1/2）
災害対策本部	第5配備体制	○ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき ○ 航空機事故等の重大な事故が発生したとき	○ 市の組織および機能のすべてによる応急対策活動	風水害等第5配備要員（全職員）

その他修正

5 事務分掌

■宇城市災害対策本部の組織図

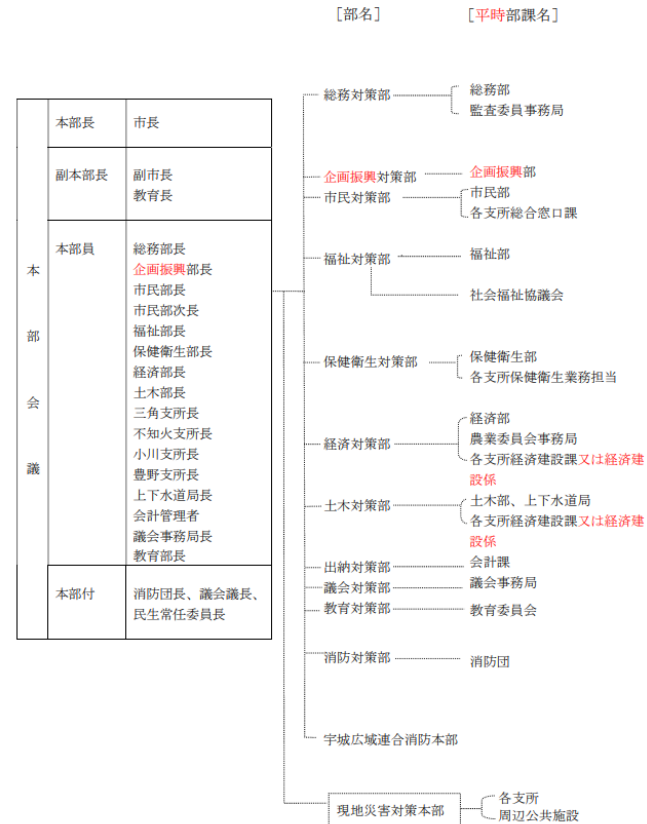
■宇城市災害対策本部の組織図



5 事務分掌

■宇城市災害対策本部の組織図

■宇城市災害対策本部の組織図



その他修正

■宇城市災害対策本部の構成表

■宇城市災害対策本部の構成表

部 名	正 副 部 長 名	部 員
総務対策部	部 長 総務部長 副部長 総務部次長	総務部 監査委員事務局
市長政策対策部	部 長 市長政策部長 副部長 市長政策部次長	市長政策部
市民対策部	部 長 市民部長 副部長 市民部次長 " 防災消防課長	市民部 各支所総合窓口課
福祉対策部	部長 福祉部長 副部長 福祉部次長	福祉部
保健衛生対策部	部長 保健衛生部長 副部長 保健衛生部次長	保健衛生部 各支所保健衛生業務担当
経済対策部	部 長 経済部長 副部長 経済部次長	経済部 農業委員会事務局 各支所経済建設課【新規】
土木対策部	部 長 土木部長 副部長 土木部次長 " 上下水道局長	土木部 上下水道局 各支所経済建設課【新規】
出納対策部	部 長 会計管理者	会計課
議会対策部	部 長 議会事務局長	議会事務局
教育対策部	部 長 教育部長 副部長 教育部次長	教育委員会
消防対策部	部 長 消防団長 副部長 消防副団長	消防団

■宇城市災害対策本部の構成表

■宇城市災害対策本部の構成表

部 名	正 副 部 長 名	部 員
総務対策部	部 長 総務部長 副部長 総務部次長	総務部 監査委員事務局
企画振興対策部	部 長 企画振興部長 副部長 企画振興部次長	企画振興部
市民対策部	部 長 市民部長 副部長 市民部次長 " 防災消防課長	市民部 各支所総合窓口課
福祉対策部	部長 福祉部長 副部長 福祉部次長	福祉部
保健衛生対策部	部長 保健衛生部長 副部長 保健衛生部次長	保健衛生部 各支所保健衛生業務担当
経済対策部	部 長 経済部長 副部長 経済部次長	経済部 農業委員会事務局 各支所経済建設課又は経済建設係
土木対策部	部 長 土木部長 副部長 土木部次長 " 上下水道局長	土木部 上下水道局 各支所経済建設課又は経済建設係
出納対策部	部 長 会計管理者	会計課
議会対策部	部 長 議会事務局長	議会事務局
教育対策部	部 長 教育部長 副部長 教育部次長	教育委員会
消防対策部	部 長 消防団長 副部長 消防副団長	消防団
		宇城広域連合消防本部

その他修正

■宇城市災害対策本部の事務分掌

■宇城市災害対策本部の事務分掌

部 名	事務分掌
総務対策部	1 通信体制の確立に関すること 2 所管施設の被害調査に関すること 3 住民への広報活動に関すること 4 緊急通行車両の確認に関すること 5 車両等の確保、配車に関すること 6 人員の緊急輸送に関すること 7 寄付金（支援金）の受け入れに関すること 8 避難誘導に関すること 9 避難者への配慮に関すること 10 遺体の措置・安置に関すること
市長政策対策部	1 所管施設の被害調査に関すること 2 住民への広報活動に関すること 3 報道機関への協力要請及び対応に関すること 4 物資の緊急輸送に関すること 5 食料、生活物資の需要把握に関すること 6 食料の確保に関すること 7 食料の供給に関すること 8 生活物資の確保に関すること 9 生活物資の供給に関すること 10 物資の受け入れに関すること

第2節 情報収集・伝達

第1 気象関連情報の伝達

種 類	内 容
注 意 報	熊本地方気象台が災害の起こるおそれがあると予想される場合、注意を喚起するために発表する。
警 報	熊本地方気象台が重大な災害が起こるおそれがある場合、警戒を喚起するために発表する。
【新規】	【新規】
特別警報	熊本地方気象台が、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、最大級の警戒を喚起するために発表する。
気象情報	気象官署が気象等の予報に係るある台風、その他異常気象等についての情報を具体的・速やかに発表するもので、注意報・警報の情報価値を高める機能をもつ。

■宇城市災害対策本部の事務分掌

■宇城市災害対策本部の事務分掌

部 名	事務分掌
総務対策部	1 通信体制の確立に関すること 2 所管施設の被害調査に関すること 3 住民への広報活動に関すること 4 緊急通行車両の確認に関すること 5 車両等の確保、配車に関すること 6 人員の緊急輸送に関すること 7 寄付金（支援金）の受け入れに関すること 8 避難誘導に関すること 9 避難者への配慮に関すること 10 遺体の措置・安置に関すること
企画振興対策部	1 所管施設の被害調査に関すること 2 住民への広報活動に関すること 3 報道機関への協力要請及び対応に関すること 4 物資の緊急輸送に関すること 5 食料、生活物資の需要把握に関すること 6 食料の確保に関すること 7 食料の供給に関すること 8 生活物資の確保に関すること 9 生活物資の供給に関すること 10 物資の受け入れに関すること

第2節 情報収集・伝達

第1 気象関連情報の伝達

種 類	内 容
注 意 報	熊本地方気象台が災害の起こるおそれがあると予想される場合、注意を喚起するために発表する。
警 報	熊本地方気象台が重大な災害が起こるおそれがある場合、警戒を喚起するために発表する。
危険警報	熊本気象台が重大な災害が発生する危険が著しく高まった際に、避難を喚起するために発表する。
特別警報	熊本地方気象台が、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、最大級の警戒を喚起するために発表する。
気象情報	気象官署が気象等の予報に係るある台風、その他異常気象等についての情報を具体的・速やかに発表するもので、注意報・警報の情報価値を高める機能をもつ。

※資料編参照 【注意報及び警報の種類並びに発表の基準】

その他修正

県防災計画の内容を反映

74

第7 所轄施設の被害調査

1 各部の調査内容

班 名	主 な 調 査 事 項
総務対策部	被害状況調査の調整・総括、本庁、支所
市長政策対策部	被害状況調査の調整・総括、民間建物、本庁、支所、観光施設
福祉対策部	社会福祉施設、保育園
保健衛生対策部	清掃施設、衛生施設、火葬場、医療施設
市民対策部	民間建物
土木対策部	道路、橋りょう、海岸、河川、がけ地、公営住宅、公園、水道、下水道
経済対策部	農地、農林水産業施設、商工施設、海岸、漁港
教育対策部	学校教育施設、社会教育施設、文化財
消防本部・消防団	災害原因及び被害状況

第3節 災害広報

区 分	項 目	担 当
広報活動	第1 住民への広報活動	総務対策部、市民対策部、市長政策対策部、関係各部
	第2 報道機関への協力要請及び対応	市長政策対策部
	第3 関係機関の広報	関係機関
広聴活動	第4 被災者相談窓口の設置	市民対策部、関係各部

77

第7 所轄施設の被害調査

1 各部の調査内容

班 名	主 な 調 査 事 項
総務対策部	被害状況調査の調整・総括、本庁、支所
企画振興対策部	被害状況調査の調整・総括、民間建物、本庁、支所、観光施設
福祉対策部	社会福祉施設、保育園
保健衛生対策部	清掃施設、衛生施設、火葬場、医療施設
市民対策部	民間建物
土木対策部	道路、橋りょう、海岸、河川、がけ地、公営住宅、公園、水道、下水道
経済対策部	農地、農林水産業施設、商工施設、海岸、漁港
教育対策部	学校教育施設、社会教育施設、文化財
消防本部・消防団	災害原因及び被害状況

第3節 災害広報

区 分	項 目	担 当
広報活動	第1 住民への広報活動	総務対策部、市民対策部、企画振興対策部、関係各部
	第2 報道機関への協力要請及び対応	企画振興対策部
	第3 関係機関の広報	関係機関
広聴活動	第4 被災者相談窓口の設置	市民対策部、関係各部

第1 住民への広報活動

その他の修正

その他の修正

78	<p>第1 住民への広報活動</p> <p>関係各部は、広報活動に必要な情報、資料を市長政策対策部に提供する。</p> <p>総務対策部・市民対策部・市長政策対策部は、時期に配慮し、適切な手段と内容の住民広報を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>また、市長政策対策部は、各対策部が状況に応じて記録した災害に関する写真、ビデオ等を取りまとめる。</p> <p>第2 報道機関への協要請及び対応</p> <p>1 協力要請</p> <p>市長政策対策部は、報道機関に対し、必要に応じて避難勧告等災害情報の報道を要請する。</p> <p>2 情報提供</p> <p>市長政策対策部は、報道機関に対し、適宜、記者会見等により災害情報の提供を行う。</p> <p>その際には、情報の不統一を避けるため、広報ルートの一元化を図る。</p>	<p>関係各部は、広報活動に必要な情報、資料を企画振興対策部に提供する。</p> <p>総務対策部・市民対策部・企画振興対策部は、時期に配慮し、適切な手段と内容の住民広報を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>また、企画振興対策部は、各対策部が状況に応じて記録した災害に関する写真、ビデオ等を取りまとめる。</p> <p>第2 報道機関への協要請及び対応</p> <p>1 協力要請</p> <p>企画振興対策部は、報道機関に対し、必要に応じて避難勧告等災害情報の報道を要請する。</p> <p>2 情報提供</p> <p>企画振興対策部は、報道機関に対し、適宜、記者会見等により災害情報の提供を行う。</p> <p>その際には、情報の不統一を避けるため、広報ルートの一元化を図る。</p>	<p>その他修正</p> <p>その他修正</p>
----	---	--	---------------------------

第7節 水害等の警戒・拡大防止

第1 水防体制の確立

3 配備体制

配備体制	配備要員	配備基準
第1配備	○ 第1配備要員 (防災担当職員)	○ 気象業務法に基づく【新規】注意報が発表され、暴風、降雨、河川、海面の水位の状況により警戒が必要になったとき ○ 市内の潮位がTP2.5m以上になると予想される時
第2配備	○ 第2配備要員 ○ 消防団待機	○ 【新規】 ○ 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき ○ 市内の潮位がTP3.0m以上になると予想される時
第3配備	○ 第3配備要員 ○ 消防団出動準備	○ 台風の進路等により警戒体制が必要になったとき ○ 長雨が続き警戒体制が必要になったとき ○ 市内の潮位がTP3.5m以上になると予想される時 ○ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき ○ 【新規】
第4配備	○ 第4配備要員 (職員の約1/2) ○ 消防団出動	○ 【新規】 ○ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき
第5配備	○ 第5配備要員 (全職員) ○ 消防団出動	○ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ○ 【新規】

注) TP (Tokyo Peil) とは、東京湾平均海面のこと。

第7節 水害等の警戒・拡大防止

第1 水防体制の確立

3 配備体制

配備体制	配備要員	配備基準
第1配備	○ 第1配備要員 (防災担当職員)	○ 気象業務法に基づくレベル2注意報等が発表され、暴風、降雨、河川、海面の水位の状況により警戒が必要になったとき ○ 市内の潮位がTP2.5m以上になると予想される時
第2配備	○ 第2配備要員 ○ 消防団待機	○ レベル3大雨等(高潮を除く)の警報が発表され、比較的軽微な規模の災害発生が見込まれる時 ○ レベル3高潮警報に切り替える可能性に言及するレベル2高潮注意報が発表されたとき ○ 市内の潮位がTP3.0m以上になると予想される時 ○ 気象防災速報(線状降水帯半日前予測)が発表されたとき
第3配備	○ 第3配備要員 ○ 消防団出動準備	○ 台風の進路等により警戒体制が必要になったとき ○ レベル3高潮警報又はレベル4大雨等の危険警報が発表されたとき ○ 市内の潮位がTP3.5m以上になると予想される時 ○ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき ○ 気象防災速報(線状降水帯発生、線状降水帯直前予測)又は(記録的短時間大雨)が発表されたとき
第4配備	○ 第4配備要員 (職員の約1/2) ○ 消防団出動	○ レベル5特別警報が発表されたとき ○ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき
第5配備	○ 第5配備要員 (全職員) ○ 消防団出動	○ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ○ 航空機事故等の重大な事故が発生したとき

注) TP (Tokyo Peil) とは、東京湾平均海面のこと。

その他修正

96	<p>第8節 医療・救護活動</p> <p>第2 救護所の設置</p> <p>保健衛生対策部は、救護所を原則として避難所となる【新規】学校等に設置するとともに、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療所にも設置する。また、病院等と協力して救護所の医療環境を整える。</p>	<p>第8節 医療・救護活動</p> <p>第2 救護所の設置</p> <p>保健衛生対策部は、救護所を原則として避難所となる防災拠点センターや学校等に設置するとともに、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療所にも設置する。また、病院等と協力して救護所の医療環境を整える</p>	その他修正
98	<p>第6 被災者の健康管理</p> <p>保健衛生対策部は、保健所等と連携し、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、避難所、仮設住宅等において【新規】保健活動を行う。</p>	<p>第6 被災者の健康管理</p> <p>保健衛生対策部は、保健所等と連携し、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、避難所、仮設住宅等において熊本県災害時保健活動マニュアルを参考に保健活動を行う。</p>	その他修正
112	<p>第10節 避難対策</p> <p>第10 開設の手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 【新規】 電話等により避難所開設を施設の管理者（学校長等）に要請する。 ○ また、夜間・休日は避難所派遣職員が行う。 ○ すでに避難者があるとき、とりあえず広いスペースに誘導する。 ○ 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。 ○ 避難者収容スペースの決定・誘導 </div>	<p>第10節 避難対策</p> <p>第10 開設の手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各対策部が電話等により避難所開設を施設の管理者（学校長等）に要請する。 ○ また、夜間・休日は避難所派遣職員が行う。 ○ すでに避難者があるとき、とりあえず広いスペースに誘導する。 ○ 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。 ○ 避難者収容スペースの決定・誘導 </div>	その他修正

第12節 生活救援活動

121

区 分	項 目	担 当
飲料水、生活用水、医療用水の供給	第1 需要調査と給水計画	土木対策部
	第2 給水活動の実施	土木対策部
需要把握	第3 食料、生活物資の需要把握	市長政策対策部
食料の供給	第4 食料の確保	市民対策部、市長政策対策部、経済対策部
	第5 食料の供給	市長政策対策部
	第6 炊き出しの実施、支援	福祉対策部、教育対策部、社会福祉協議会
生活物資の供給	第7 生活物資の確保	市長政策対策部、社会福祉協議会
	第8 生活物資の供給	市長政策対策部、社会福祉協議会
救援物資等の受け入れ	第9 物資の受け入れ	市長政策対策部、社会福祉協議会

第14節 し尿・清掃・がれき対策

131

第2 仮設トイレの設置

保健衛生対策部は、大規模な災害が発生したとき、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、[宇城市環境衛生組合](#)との協定により組合加盟業者が設置する。なお、調達ができない場合は、県に要請する。

131

第3 し尿の処理

保健衛生対策部は、宇城広域連合と協力して収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、[宇城市環境衛生組合](#)との協定に基づき、組合加盟業者が収集、運搬を行い、処理施設において処理する。収集・処理が困難なときは、近隣市町村へ応援要請を行う。

第12節 生活救援活動

区 分	項 目	担 当
飲料水、生活用水、医療用水の供給	第1 需要調査と給水計画	土木対策部
	第2 給水活動の実施	土木対策部
需要把握	第3 食料、生活物資の需要把握	企画振興対策部
食料の供給	第4 食料の確保	市民対策部、企画振興対策部、経済対策部
	第5 食料の供給	企画振興対策部
	第6 炊き出しの実施、支援	福祉対策部、教育対策部、社会福祉協議会
生活物資の供給	第7 生活物資の確保	企画振興対策部、社会福祉協議会
	第8 生活物資の供給	企画振興対策部、社会福祉協議会
救援物資等の受け入れ	第9 物資の受け入れ	企画振興対策部、社会福祉協議会

第14節 し尿・清掃・がれき対策

第2 仮設トイレの設置

保健衛生対策部は、大規模な災害が発生したとき、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、[宇城広域衛生組合](#)との協定により組合加盟業者が設置する。なお、調達ができない場合は、県に要請する。

第3 し尿の処理

保健衛生対策部は、宇城広域連合と協力して収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、[宇城広域衛生組合](#)との協定に基づき、組合加盟業者が収集、運搬を行い、処理施設において処理する。収集・処理が困難なときは、近隣市町村へ応援要請を行う。

その他修正

その他修正

その他修正

144

第17節 文教対策

第2 避難所への協力支援

1 開設への協力

学校長は、災害により避難者があったとき、又は本部より避難所開設の指示があったとき、教職員等の協力をえて施設を開放し、避難者の収容に努める。その後、直ちに災害対策本部にその旨を連絡する。

第4章 震災応急対策計画

161

第3節 災害広報

区 分	項 目	担 当
広報活動	第1 住民への広報活動	市民対策部、市長政策対策部
	第2 報道機関への協力要請及び対応	市長政策対策部
	第3 関係機関の広報	関係機関
広聴活動	第4 被災者相談窓口の設置	市民対策部、関係各部

第7節 二次災害の防止対策

167

区 分	項 目	担 当
斜面、宅地等	第1 危険箇所の安全対策	市民対策部、土木対策部
	第2 広報及び避難	市民対策部、市長政策対策部

第17節 文教対策

第2 避難所への協力支援

1 開設への協力

学校長は、災害により避難者があったとき、又は本部より避難所開設の要請があったとき、教職員等の協力をえて施設を開放し、避難者の収容に努める。その後、直ちに災害対策本部にその旨を連絡する

第4章 震災応急対策計画

第3節 災害広報

区 分	項 目	担 当
広報活動	第1 住民への広報活動	市民対策部、企画振興対策部
	第2 報道機関への協力要請及び対応	企画振興対策部
	第3 関係機関の広報	関係機関
広聴活動	第4 被災者相談窓口の設置	市民対策部、関係各部

第7節 二次災害の防止対策

区 分	項 目	担 当
斜面、宅地等	第1 危険箇所の安全対策	市民対策部、土木対策部
	第2 広報及び避難	市民対策部、企画振興対策部

その他修正

その他修正

その他修正

167

第1 危険箇所の安全対策

区 分	対象地域・箇所	措 置
堤防等	○ 水防箇所等	○ 応急対策工事等
危険斜面	○ 急傾斜地崩壊危険区域 ○ 急傾斜地崩壊危険箇所 ○ 地すべり危険箇所 ○ 土石流危険渓流	○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	○ 幹線道路沿道の建物 ○ 小中学校通学路沿道の建物【新規】	○ 立入禁止の措置 ○ 沿道通行禁止措置の実施 ○ 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し(所有者の同意をえて市が行う)
ブロック塀等		○ 倒壊、落下危険の標識設置 ○ 通学路沿道のブロック塀等の取り壊し(所有者の同意をえて市が行う)

注) 被災建物及び宅地の応急危険度判定は、本章 第13節 第1、第2を参照。

第9節 交通対策・緊急輸送

区 分	項 目	担 当
交通対策	第1 交通規制の内容	—
	第2 交通情報の収集と道路規制	土木対策部
	第3 緊急輸送道路の確保	土木対策部
	第4 緊急通行車両の事前届出	総務対策部
輸送対策	第5 車両等の確保、配車	総務対策部
	第6 緊急輸送	市長政策対策部、社会福祉協議会

169

第1 危険箇所の安全対策

区 分	対象地域・箇所	措 置
堤防等	○ 水防箇所等	○ 応急対策工事等
危険斜面	○ 急傾斜地崩壊危険区域 ○ 急傾斜地崩壊危険箇所 ○ 地すべり危険箇所 ○ 土石流危険渓流	○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	○ 幹線道路沿道の建物 ○ 小中学校通学路沿道の建物、道路構造物・陥没や道路上への蓄積物等	○ 立入禁止の措置 ○ 沿道通行禁止措置の実施 ○ 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し(所有者の同意をえて市が行う)
ブロック塀等		○ 倒壊、落下危険の標識設置 ○ 通学路沿道のブロック塀等の取り壊し(所有者の同意をえて市が行う)

注) 被災建物及び宅地の応急危険度判定は、本章 第13節 第1、第2を参照。

第9節 交通対策・緊急輸送

区 分	項 目	担 当
交通対策	第1 交通規制の内容	—
	第2 交通情報の収集と道路規制	土木対策部
	第3 緊急輸送道路の確保	土木対策部
	第4 緊急通行車両の事前届出	総務対策部
輸送対策	第5 車両等の確保、配車	総務対策部
	第6 緊急輸送	企画振興対策部、社会福祉協議会

その他修正

その他修正

173

第12節 生活救援活動

区 分	項 目	担 当
飲料水、生活用水、医療用水の供給	第1 需要調査と給水計画	土木対策部
	第2 給水活動の実施	土木対策部
需要把握	第3 食料、生活物資の需要把握	市長政策対策部
食料の供給	第4 食料の確保	市民対策部、市長政策対策部、経済対策部
	第5 食料の供給	市長政策対策部
	第6 炊き出しの実施、支援	福祉対策部、教育対策部、社会福祉協議会
生活物資の供給	第7 生活物資の確保	市長政策対策部、社会福祉協議会
	第8 生活物資の供給	市長政策対策部、社会福祉協議会
救援物資等の受け入れ	第9 物資の受け入れ	市長政策対策部、社会福祉協議会

第12節 生活救援活動

区 分	項 目	担 当
飲料水、生活用水、医療用水の供給	第1 需要調査と給水計画	土木対策部
	第2 給水活動の実施	土木対策部
需要把握	第3 食料、生活物資の需要把握	企画振興対策部
食料の供給	第4 食料の確保	市民対策部、企画振興対策部、経済対策部
	第5 食料の供給	企画振興対策部
	第6 炊き出しの実施、支援	福祉対策部、教育対策部、社会福祉協議会
生活物資の供給	第7 生活物資の確保	企画振興対策部、社会福祉協議会
	第8 生活物資の供給	企画振興対策部、社会福祉協議会
救援物資等の受け入れ	第9 物資の受け入れ	企画振興対策部、社会福祉協議会

その他修正